

岸和田市の中学校における昼食のあり方について
報告書

平成 23 年 2 月

岸和田市中学校給食検討委員会

はじめに

岸和田市では、これまで家庭弁当を通じて保護者と子どものふれあいを大切にし、また、食事の量、体格差、嗜好など、個々の生徒の状況に対応するため家庭弁当持参を奨励してきた。その一方、家庭の事情から弁当を用意できない子どものために、栄養補完や子育て支援の側面より中学校昼食サポート事業としてスクールランチを選べるものとしてきた。

しかし、社会状況がめまぐるしく変化し、生活スタイルも変わっていく中で食環境も変化し「栄養の偏り」、「不規則な食事」、「肥満」、「生活習慣病」、「過度の痩身志向」など食生活や食習慣の乱れがますます大きな問題となっている。

「食」は生きていくうえで何よりも基本的なものである。生涯にわたって心身の健康を保ち、豊かな人間性をはぐくんでいくには、子どもたちが「望ましい食習慣の形成」や「食に関する知識」と「食を選択する力」を身につける必要があり、子どもたちに対する食育のよりいっそうの推進が求められているところである。

このような状況のなかで、岸和田市の中学校における生徒の昼食の現状を、食育推進の重要性や、栄養価とバランスの観点から検証し、中学校の昼食のあり方を見直すため、岸和田市教育委員会は岸和田市中学校給食検討委員会を設置し、中学校給食実施を含めた「中学校の昼食のあり方」について審議を求めることになった。

審議にあたっては、資料となるアンケート調査の設問設計から携わり、そのアンケート調査結果も参考にしながら「中学生の食生活」、「食育」、「学校給食」、「家庭弁当」、「まとめ」について幅広い議論を慎重かつ熱心に行った。

この報告書では、これまで審議したことをまとめて、ここに提言として岸和田市教育委員会へ提出する。

○ はじめに

○ 目 次

1	岸和田市における中学生の食生活について . . .	1
2	食育について	2
3	学校給食の意義と実施上の課題	
(1)	学校給食の意義	3
(2)	学校給食実施上の課題	4
4	家庭弁当の意義と課題	
(1)	家庭弁当の意義	5
(2)	家庭弁当の課題	6
5	まとめ	7

○資料

資料 1 岸和田市中学校給食検討委員会開催経過

資料 2 岸和田市中学校給食検討委員会設置要綱

1 岸和田市における中学生の食生活について

今日わが国では、国民生活水準が向上し「飽食の時代」といわれて久しく、食生活は一般に豊かになったといわれている。しかしながら、食の多様化による栄養の偏り、不規則な食事、肥満等による生活習慣病の増加と、過度の痩身志向などが問題となっている。

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「平成 19 年度児童生徒の食生活等実態調査」によると、全国的に小学生の 9.2%、中学生の 13.2%が朝食を食べないことがあるという結果が公表されている。

一方、平成 22 年 9 月に岸和田市教育委員会で実施した「中学校における昼食に関する市民意識アンケート調査（以下 アンケート調査という）」においては、『朝食を食べて行かない日がある』、『まったく食べない』との回答が、小学生で合わせて 23.2%、中学生では 26.9%あり、全国より朝食欠食率が高いという結果が出ている。

また、昼食においては約 96%の生徒が家庭で作った弁当（家庭弁当）を持参している。家庭弁当を持参できない場合に栄養バランスのとれる昼食を選択できるものとして教育委員会が導入したスクールランチの利用は 0.7%にとどまり、1.1%の生徒がお店で購入してきた弁当・パン・おにぎりなどを主に食べているという実態があった。

家庭弁当についても、子どもたちの求めにより好きなおかずを入れたり、手作りのおかずすら食材の固定化やローテーション化等を招くことにより、栄養バランスが偏ってしまう傾向も垣間見えた。

さらに近年は、朝の忙しい時間に弁当を作る負担を軽減するため、そして「おかずにあと一品」という時の手軽さや見栄えから、冷凍食品を使う家庭が多くなってきて、完全に手作りの家庭弁当というものは少なくなってきている。

このように栄養価とバランスの面から、家庭弁当には限界があると断じざるを得ない。そのことを感じている保護者は、子どもたちに少しでも内容が豊かでバランスのとれた物を食べさせたいという願いを持ち、多くが給食実施を希望するというアンケート結果に現れている。

2. 食育について

わが国では、社会経済情勢がめまぐるしく変化して、国民の生活スタイルも大きく変容していくなかで、食生活をめぐる環境も大きく変わり、食生活の乱れや、生活習慣病の増加・低年齢化など、「食」をめぐる問題が顕著になってきた。

このような状況に国は危機感をいだき、この「食」をめぐる問題に対応するため平成 17 年 7 月に「食育基本法」を施行した。この中で、子どもたちが生きる力を身につけていくためには、「食」こそが何より重要なものと位置づけるとともに、「食育」を生きるうえでの基本とし、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして、特に子どもたちに対する「食育」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎になるものとした。

また、食育においては、家庭が重要な役割を果たすべきことが確認されるとともに、学校も食育の重要性を自覚しこれを積極的に推進することが求められることとなった。

そして、平成 18 年 3 月、食育基本法に基づき策定された「食育推進基本計画」においては、食育の促進に関する事項が示され、家庭・学校の食育推進の中に栄養教諭を中核とした取り組みの推進、「生きた教材」として学校給食の活用に取り組むことが明確にされた。

平成 20 年 3 月に示された学習指導要領で「学校における食育の推進」が示され、これに基づき、岸和田市においても平成 22 年度の「教育方針」のなかで、子どもたちの「健やかな体の育成」を図るため、健康教育の充実として学校給食の充実と食育の推進を目標として掲げている。

さて、ここで岸和田市小・中学校における食育への取り組みを見てみると、小学校では、栄養教諭等が中心となって学校給食を「生きた教材」として活用するだけでなく、「食に関する指導全体計画」のもと各教科においても取り組んでいる。まず、学校給食では、「食環境を整える」、「食事マナー」、「食材について」、「食べ物クイズ」などを給食の時間に指導している。各教科でも、家庭科、保健体育科、社会科、国語科、生活科などの食育に関する分野で、さらに総合的な学習の時間や特別活動においても指導を行っている。また、給食調理員が、お弁当にも使える給食のおかずの材料と調理法を紹介した冊子を作成し、6 年生が卒業する時に渡したりもしている。

中学校では、技術・家庭科や保健体育科教員、養護教諭等が中心となって取り組んでいる。まず、中学校によっては昼食時に各班で机を寄せて会話し

ながらお弁当などを食べたりしている。教科に関連した指導として、「食に関する指導全体計画」にもとづき教科横断的に行っている。一例をあげると、肥満や虫歯に対する食育からの指導として「おやつアンケート」を実施して結果を報告したり、生徒がよく摂取するジュース類の糖분을測定し、スティックシュガーを使って目に見える形でその量を現して、どのように体に影響するのかを示す授業を行ったりしている。その他にも、外部講師を招いての講話や調理実習も行っている

また、「アンケート調査」において、食育については『関心がある』、『多少関心がある』との回答は、市民、小・中学生保護者、小・中学校教職員とも 90% 前後を占めており、「食」に対する関心の高さがうかがえる。『食育の場』については、市民、小・中学生保護者、小・中学校教職員とも、『家庭』との回答が 80% 前後あり、食育基本法にも明記されているとおり、食事マナーの指導や食習慣の形成などは家庭で行うべきとの意識が強かった。しかし、「食育」に関心がないという家庭もあり、学校としては、どのようにすれば各家庭に「食育」についての関心を持ってもらい、一緒に取り組んでいくという意識を持ってもらえるかという悩みもある。

3 学校給食の意義と実施上の課題

(1) 学校給食の意義

学校給食は子どもの成長に合わせて作られた栄養バランスのとれた食事というだけでなく、食材の調達において安全性に注意し、調理においても厳しい衛生管理や品質管理を行っているなど安全・安心に配慮された食事である。

次に学校給食の目標は、以下のとおり学校給食法第二条でうたわれている。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る
 2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う
 3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養う
 4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命と自然を尊重する精神・環境の保全に寄与する態度を養う
 5. 食生活が食にかかわる人々の活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養う
 6. 地域の伝統的な食文化について理解や関心を深める
 7. 食料の生産、流通や消費について、正しい理解に導くこと
- 以上である。

また学校給食の実施についても学校給食法は、第四条で学校設置者（市町村等）が給食の実施に努める任務を負っていること、第五条では国や地方公共団体は学校給食の普及に努める任務があることを定めている。

「アンケート調査」における『給食の利点について』という質問で『栄養価が配慮されており、バランスよく食べることができる』、『お弁当作りの負担が軽減される』、『安全・安心な昼食をとることができる』という意見が多く、『中学生の昼食で重視するものは』という質問では、市民、小・中学生保護者、小・中学校教職員とも『栄養バランス』との回答がいずれも 75%を超えていた。

『栄養価に配慮されている』という意見については、『安全・安心な昼食をとることができる』という意見とともに給食を運営するうえで最も配慮しているものである。給食は栄養バランスだけでなく、季節や旬に合ったものなど毎日たくさんの食材を使って、いろいろなメニューを提供する努力をしており、給食を食することは成長期にある中学生にとって心身の望ましい発達および健康管理に大きな意義がある。

『お弁当作りの負担が軽減される』という意見については、保護者が子どものために、一生懸命、家庭弁当を作っている実態がうかがえるが、給食を実施することによって、多様化した生活スタイルの中で忙しい保護者の負担軽減を図ることができるのではないかと考えられる。

『衛生管理』についても、家庭弁当で課題となる夏場の品質管理ができることや、いつもできたての温かい食事が提供されることは給食の大きな利点である。

さらに食育の観点でも、学校給食は目の前にある「生きた教材」であり、この「生きた教材」を見て・触れて・食すなど五感を通すことで子どもの学習に大事な「生きた学習」を行うことができる。また、地域の産物を給食に取り入れれば（地産地消）、地場の旬の新鮮な食材を使うことができるとともに、郷土料理を給食に出せば食文化の伝統も学ぶことができ、この点でも意義のあるものといえるであろう。

（２） 学校給食実施上の課題

給食を実施するにはさまざまな課題がある。

まず、物理的な制約である。一例として、学校給食は自校調理方式が望ましいとされているが、現在中学校には給食調理場がなく、この方式を採用した場合、新たに施設を設置する必要がある。しかし、建設費用や給食調理業務にかかわる経費の捻出など、給食実施にあたっては十分な検討が必要である。

学校運営における給食実施の課題もある。現在の中学校時間割の中で給食を実施すると、給食の準備と後片付けに時間がかかり、食事の時間が弁当と比べ少し短くなってしまう。食事の時間を十分にとれるようにすれば放課後の時間が少なくなり、毎日の部活動や学校行事の準備の時間などが確保しにくくなるなどの影響が懸念される。

次に『給食費滞納の問題』である。これは「アンケート調査」の設問、『学校給食の課題』で、市民、小・中学生保護者、小・中学校教職員のいずれもが心配しているものである。小学校給食において、岸和田市では徴収方法の工夫により、かなり改善はされてきてはいるものの給食費を払っていない家庭が少ないながら存在する。

この他にも、アンケートでは、異物混入などのいたずらや、給食当番をする生徒としない生徒が出てくる問題、小学生より食事の嗜好が強くなることによる食べ残しやゴミの問題などが懸念されていた。

さらに、給食を実施するのであれば、食物アレルギーを持つ生徒への対応も考えておかねばならない。岸和田市では、小学校給食において除去食で対応しているが、中学校でも同様に対応等が必要である。

アンケート中の『中学校での給食実施』を問う質問で、『給食があったほうがいい・実施する方がいい（どちらかというの実施する方がよいを含む）』と回答した小学生・中学生・中学校教職員はそれぞれ 26.6%、43.8%、26.3%であった。中学校給食を実施すれば、まず一番先に食べることになる小学5・6年生と、中学校での給食指導を行うことになる教職員の賛成が全体の4分の1ほどにすぎなかったことから、これらの意見を踏まえ、実施方法の検討が必要であると考えられる。

4 家庭弁当の意義と課題

(1) 家庭弁当の意義

岸和田市では、家庭弁当を通して保護者と子どもがふれあうことを大切にしながら、中学生の時期は体格や運動量の個人差が大きくなるとともに、食事量がそれぞれの子どもによって異なり嗜好も多様化することから、これら個々の状況に対応するため家庭弁当を奨励し、弁当が持参できない場合には栄養バランスの整ったスクールランチを選択できるものとしてきた。

「アンケート調査」において 95.9%の生徒が中学校の昼食で主に『家庭弁当を食べている』と答え、87.8%の保護者が『1週間のうち、毎日家庭弁当を持参させている』という結果があり、保護者が子どもを思い、毎日一生懸命に家庭弁当を作っているという実態がある。この保護者が子どものために家

庭弁当を作っているという姿は、保護者と子どもとのふれあいをもつひとつの機会になっており、その意味で家庭弁当は意義のあるものといえる。

また、中学生ともなれば心身共に成長していく自分の身体のことを考えて、食材や食べ物を選ぶことができる力をもつことも必要なことであり、そのためにも生徒自身が献立を考えたり自分の弁当を作ったりするということは、食育の観点からも大きな意義がある。

(2) 家庭弁当の課題

「アンケート調査」において『家庭弁当の課題』として、小・中学生保護者の80%以上が『夏場の品質管理』と回答し、次いで『弁当作りの負担』、『栄養の偏り』という結果となった。

『夏場の品質管理』については、やはり、家庭弁当を調理してから喫食するまでの時間が長く、特に夏場は温度管理できないことから食中毒の危険性もあり、ほとんどの保護者が課題ととらえていた。

『お弁当作りの負担』も大きく、子どもが部活動の早朝練習に行く日は、いつもより早く起きて弁当を作らねばならず、さらに品質管理も考えれば十分冷まして弁当箱に詰める必要があり負担は大きくなる。これに共働きや勤務形態の多様化などによる生活スタイルの変化が加われば、さらに負担は増大していく。

『栄養の偏り』については、家庭弁当には、子どもの求めに応じて、好むおかずを入れることが多く、またこれがローテーション化され栄養バランスが偏ってしまうことになる。

また、家庭弁当の利点である『おかずの内容や分量が調整できる』ということも、一方で弊害が生じる。食育基本法の前文にも問題とされている「過度の痩身志向」で、これが成長期にある中学生にも影響されており、必要のないダイエット、たくさん食べることが恥ずかしいという風潮によって少量の食事ですませているという現実がある。これは、中学生という成長期にありながら、健全な発達に必要な栄養価の摂取ができないということで見過ごすことのできないことである。

さらに、『おかずの内容を他の生徒と比較される』ということを負担に感じる子どももいるという心配も、保護者・教職員のアンケート回答に見られるとともに、中学生の自由意見においても見られた。

5. まとめ

岸和田市中学校給食検討委員会は、中学生の食に関する課題とあるべき姿について様々な角度から検討し、中学校における昼食のあり方について考察してきた。

ここでは、まとめとしてこれまでの経過を踏まえ、中学校における昼食のあり方について本検討委員会の考えを岸和田市教育委員会へ報告する。

岸和田市は、これまで保護者と子どものふれあい、体格差など個々の生徒の状況に対応できる家庭弁当を奨励してきた。

しかし、「アンケート調査」や全国学力・学習状況調査における中学生の食生活の実態から、心身共に成長期にある中学生の発達には、栄養バランスのとれた昼食が必要であると考ええる。このため、本検討委員会は食材・調理・品質管理で安全・安心に配慮された学校給食の実施を提案する。

食育については、食育基本法において、本来、家庭が重要な役割を担うべきものであり、学校は積極的に食育の推進に取り組むことと明記されている。

現在、小学校における食育指導は、「生きた教材」である学校給食を活用しながら取り組みを行っていて、中学校においても各教科横断的に取り組んでいるが、子どもたちの望ましい食習慣や生活習慣の形成のためには、家庭による食育への取り組みは欠かせない。学校は、家庭や地域と連携するためにも中心的な存在として、保護者等に対し食育の啓発を行っていくことが重要であると考ええる。

また、中学校給食の実施にあたっては小学校のように学校給食を食育に活用するとともに、心身共に成長期にある中学生は、自分の身体のためどのような食事（昼食）が望ましいのか考える力が備わっていく時期でもあるので、自分にとって望ましい食事について選択する力を身につけさせていく指導をされたい。

ところで、中学校給食の実施にあたっては「アンケート調査」において給食実施に慎重であった小学生・中学生・教職員の意見にも留意すべきであると考ええる。

まず、「給食費滞納の問題」である。これは多くの人が心配していることであるが、給食費滞納が増えると、いずれ食材の購入に影響を与えることにもなる。したがって滞納が発生しないようにする必要があり、徴収方法を検討

されたい。

また、小学生の意見で『給食を実施しないほうがよい』というものが多くみられたが、その理由に好きなものを食べたいという家庭弁当への期待や、給食当番がいやだということがうかがえるものがあつた。

しかし一方で、中学校給食の実施に賛成した中学生は 43.8%もあり、『給食を実施するほうがよい理由』として『いろいろなメニューを食べられるから』、『おいしいから』などの意見も多くみられたことから、決して給食が否定されているということではないと考える。したがって、中学校給食の実施にあたっては、小学校の給食の延長というものではなく、小学校とはひと味違った給食提供の検討を望むものである。

さらに、中学校給食実施にあたっては、学校給食を基本として弁当持参を選択できるようにすることも議論された。これは子どもの健康状態や成長のために愛情を込めて家庭弁当を作る保護者の意向を尊重するというもので、弁当を通しての家庭における食育の観点から必要であり、家庭弁当を希望する家庭や、またアレルギーなどによって家庭弁当を必要とする子どもに対しても配慮したいというものであつた。

最後に中学校給食の実施にあたっては、給食の実施方式はもちろん給食時間の配分など多くの検討事項や課題があつた。持続可能な給食制度を確立するために課題の検討を行い、岸和田市の子どもたちの成長にとって最も適した学校給食の実施をお願いしたい。

岸和田市中学校給食検討委員会 開催の経過

開催日時	開催場所	審議内容
第 1 回検討委員会 平成 22 年 7 月 14 日 15 時～	岸和田市役所新館 4 階第 2 委員会室	議事・中学校給食に関する市民意識アンケート調査票の審議
第 2 回検討委員会 平成 22 年 8 月 9 日 13 時 30 分～	岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室	議事・中学校給食に関する市民意識アンケート調査票（修正案）の審議
第 3 回検討委員会 平成 22 年 10 月 20 日 14 時～	岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室	議事・大阪府における中学生の昼食の現状報告 ・中学校給食に関する市民意識アンケート調査の中間報告 ・岸和田市の中学校における昼食のあり方に関する審議
第 4 回検討委員会 平成 22 年 12 月 1 日 14 時～	岸和田市立公民館 3 階 講座室 4	議事・岸和田市の中学校における昼食のあり方に関する審議 ・岸和田市の中学校における昼食のあり方について報告書（案）の検討
第 5 回検討委員会 平成 23 年 1 月 21 日 14 時～	岸和田市立公民館 3 階 講座室 4	議事・岸和田市の中学校における昼食のあり方について報告書（案）の検討

岸和田市中学校給食検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 岸和田市立中学校における生徒の昼食の現状を食育の観点から検証するとともに、中学校の昼食のあり方を見直し、中学校給食について検討することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するために、岸和田市教育委員会に岸和田市中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第3条 委員会の委員は、13名とする。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- | | | |
|-----|-----------|----|
| (1) | 学識経験者 | 3名 |
| (2) | 保護者代表 | 3名 |
| (3) | 中学校校長会代表 | 1名 |
| (4) | 小学校校長会代表 | 1名 |
| (5) | 中学校教頭会代表 | 1名 |
| (6) | 小学校教頭会代表 | 1名 |
| (7) | 学校給食関係者代表 | 2名 |
| (8) | 中学校保健主事代表 | 1名 |

（任期）

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表して、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認められるときは委員の同意を得て会議を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、この委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務局は、岸和田市教育委員会教育総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。